

## 道路の占用について

### 1 道路の位置づけ

- 道路は、誰もが自由に通行することを目的に公金を投入して整備管理される公共物であり、本来、自動車や歩行者などの一般交通の用に供されるもの
- 電気、ガス、水道などの市民生活に直結するライフライン施設を収容する場所としても重要な役割

### 2 道路占用とは

- ある一定の施設を道路の地下や地上に設けて、道路を継続的に利用すること
- 道路の占用は、道路本来の用法以外の特別な利用となるため、道路管理者（区長）の許可が必要

### 3 道路占用許可ができる場合

電柱、電線、ガス管、線路、露店等で、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないものであり、公共性・計画性・安全性等を判断した上で、道路本来の機能に支障とならない範囲で道路占用許可を行う（道路法等で許可できる場合を具体的に規定）。

### 4 道路上での屋台営業

道路上での屋台営業については、継続的に道路を占用して営業行為を行う特別な行為として、道路法とは別に「福岡市屋台基本条例」を制定し、さまざまな規定・ルールが定められている。